周南市

景観形成ガイドライン

平成 24 年6月

周南市

目　次

第１章　景観形成ガイドラインとは ----------1
　1　景観形成ガイドラインの目的と適用区域----------1
　2　景観形成ガイドラインの使い方----------2
第２章　景観計画に基づく届出 ----------4
　1　届出が必要な行為 ----------4
　2　届出手続きの流れについて ----------5
第３章　景観形成基準の解説 ----------6
　1　景観形成重点地区以外（建築物の建築等・工作物の建設等）----------7
　2　景観形成重点地区 『都心軸地区』 （建築物の建築等・工作物の建設等）---------- 14
　3　景観形成重点地区 『鹿野地区』 （建築物の建築等・工作物の建設等）---------- 24
　4　景観計画区域（開発行為・土地の形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積）---------- 33
第４章　届出に必要な書類等 ---------- 39
　1　大規模な行為 ---------- 39
　2　大規模な行為以外の行為 ---------- 40
　3　様式集 ---------- 41
　4　周南市景観条例等 ---------- 57

第１章　景観形成ガイドラインとは

1　景観形成ガイドラインの目的と適用区域

（1） 景観形成ガイドラインの目的

周南市では、平成２３年６月に景観法に基づいた「周南市景観計画」を策定しました。この計画は、「自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観」を将来像として、市民や来訪者に、「日本のふるさと」を感じさせるような「心地よい」景観の実現を目指しています。

「周南市景観形成ガイドライン」は、「周南市景観計画」において定める景観形成基準を各項目において、わかりやすく解説・例示したものです。良好な景観づくりをするためのイメージを描く際の手引書として広く用いられることで、市民・事業者・行政協働の景観づくりを推進するという目的で作成しています。

（2） 景観形成ガイドラインの適用区域

周南市では、周南市全域を景観計画の区域としています。そのため、景観形成ガイドラインにおいても、周南市全域を対象としています。そのなかで特に重点的に計画を進めていく部分においては、「景観形成重点地区」として景観形成ガイドラインを定めています。

実際に行為を行う区域（地区）に定められている景観形成ガイドラインの内容に沿って、建築等を行っていただくこととなります。

景観計画区域（市全域）＝ 景観形成ガイドライン適用区域

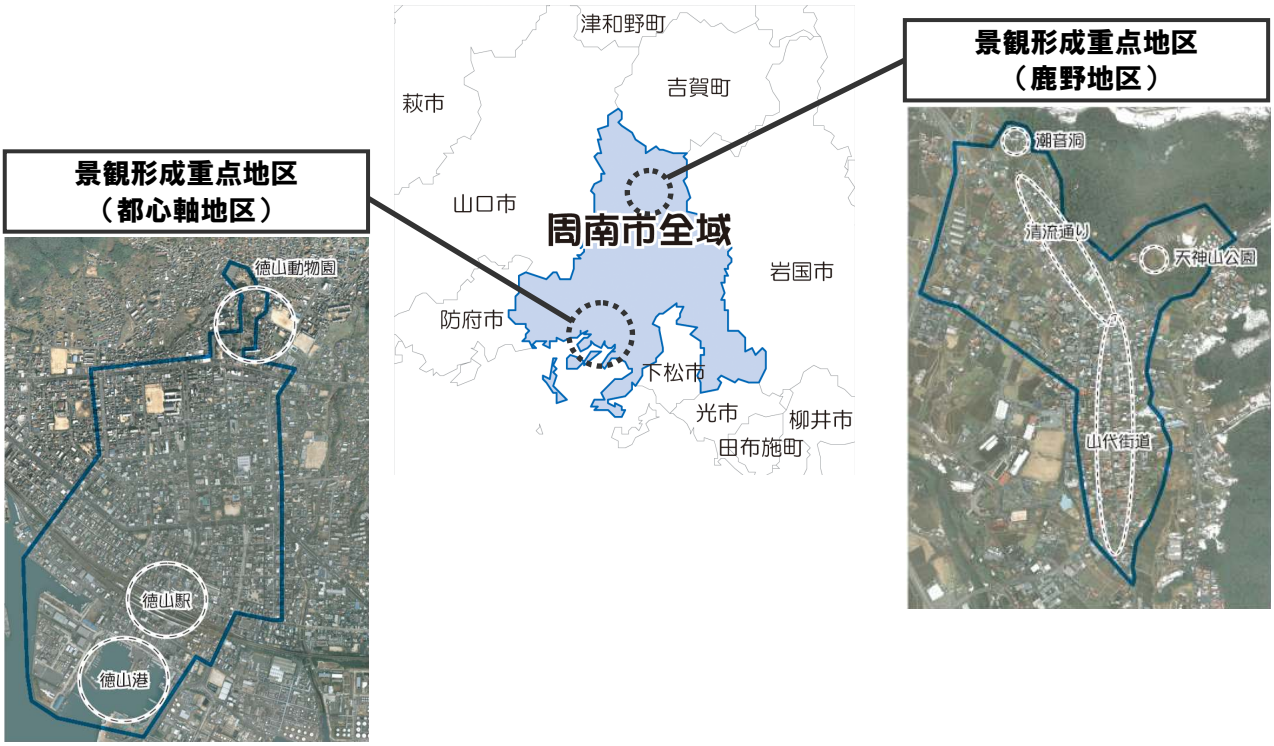

2 景観形成ガイドラインの使い方

（1） 景観形成ガイドラインの使用場面

このガイドラインは、周南市において建築等を行う事業者だけでなく、市民、行政担当者、その他周南市の景観づくりに関わる全ての人を対象としています。

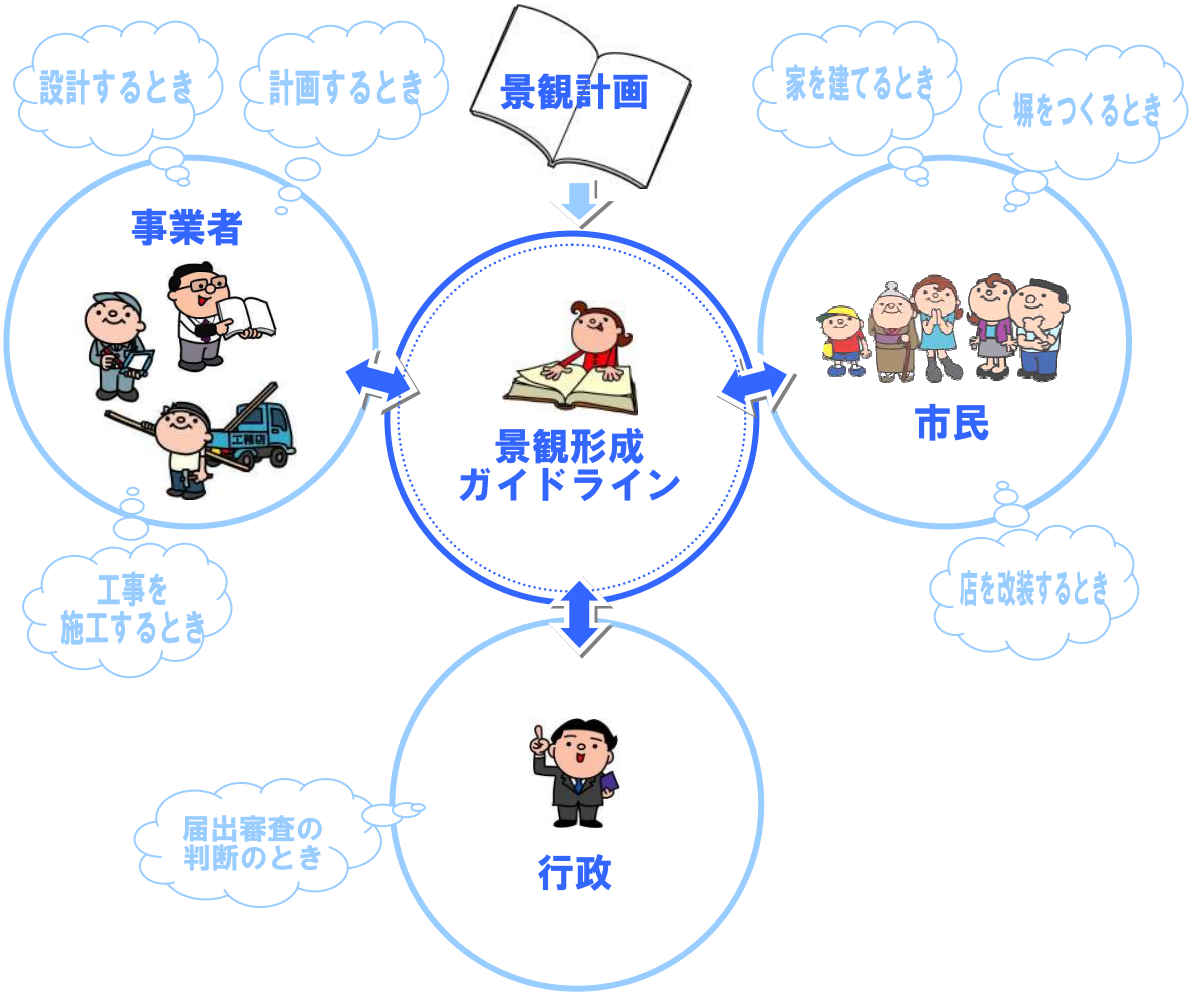

（2） 景観形成ガイドラインの読み方

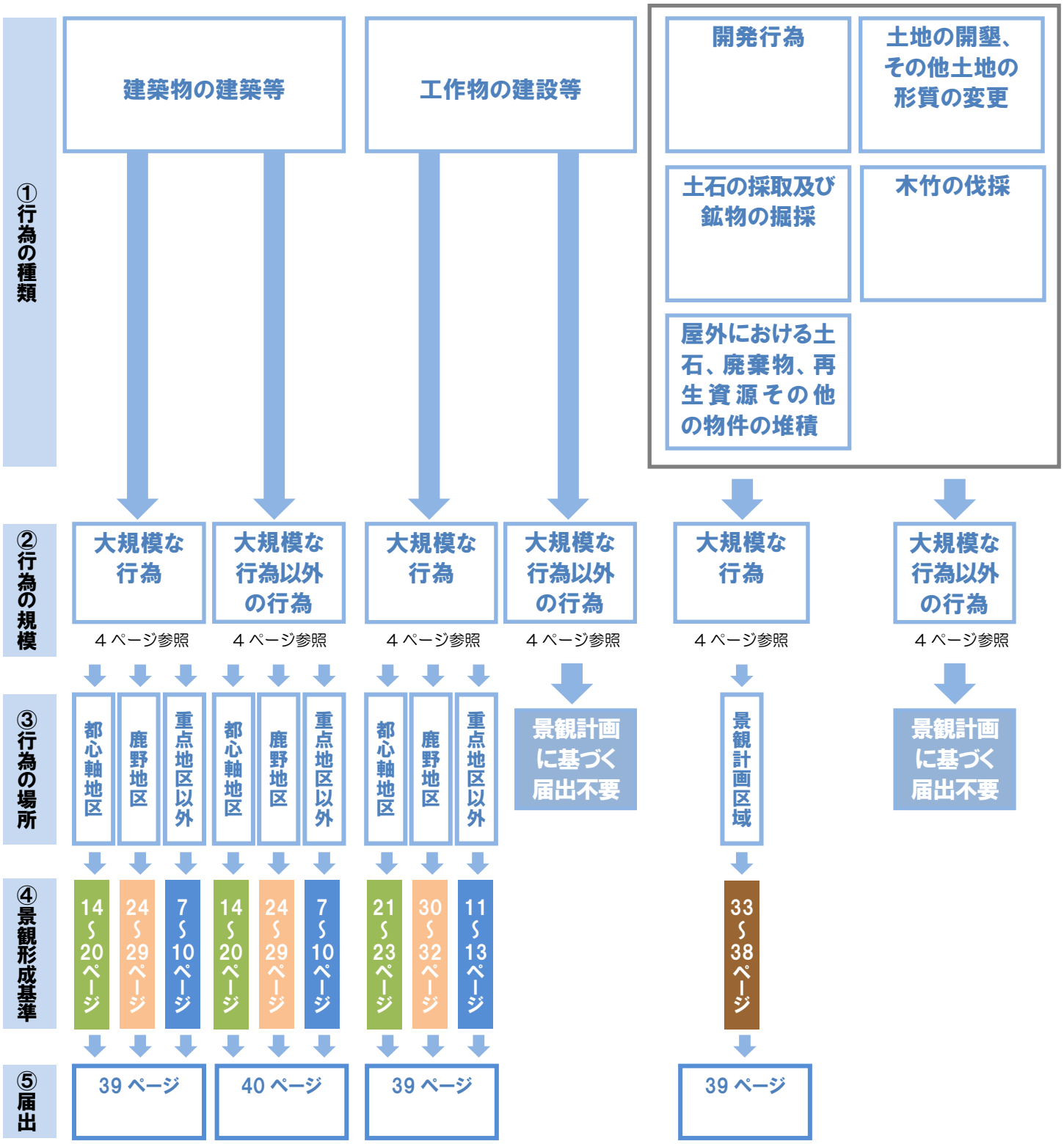

景観形成基準の内容

対象行為・景観形成基準など

解説とイメージイラスト

参考となる景観配慮事例

景観形成基準の解説・例示を確認しながら、行為に関係する景観形成基準を把握し、内容に沿った計画としてください。

第2章　景観計画に基づく届出

1　届出が必要な行為

対象となる行為	具体の行為	対象となる規模
①建築物の建築等	・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての規模 ＜大規模な行為＞ ◆延床面積 500 ㎡以上、又は高さ３階以上の建築物 ＜大規模な行為以外の行為＞ ◆全ての建築物のうち、大規模な行為に該当しない建築物
②工作物の建設等	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	＜大規模な行為＞ ◆高さ 15m超の鉄柱、高さ４m超の屋外広告物、高さ２m超の擁壁などの工作物（建築確認申請が必要な規模）
③開発行為	土地の開発	＜大規模な行為＞ ◆建築物の建築等に伴う 1,000 ㎡以上の開発行為
④土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	土地の形の変更	＜大規模な行為＞ ◆3,000 ㎡以上
⑤土石の採取及び鉱物の掘採		
⑥木竹の伐採	木竹の伐採等	＜大規模な行為＞ ◆3,000 ㎡以上
⑦屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	屋外への土石や廃棄物の堆積	＜大規模な行為＞ ◆1,000 ㎡以上

2 届出手続きの流れについて

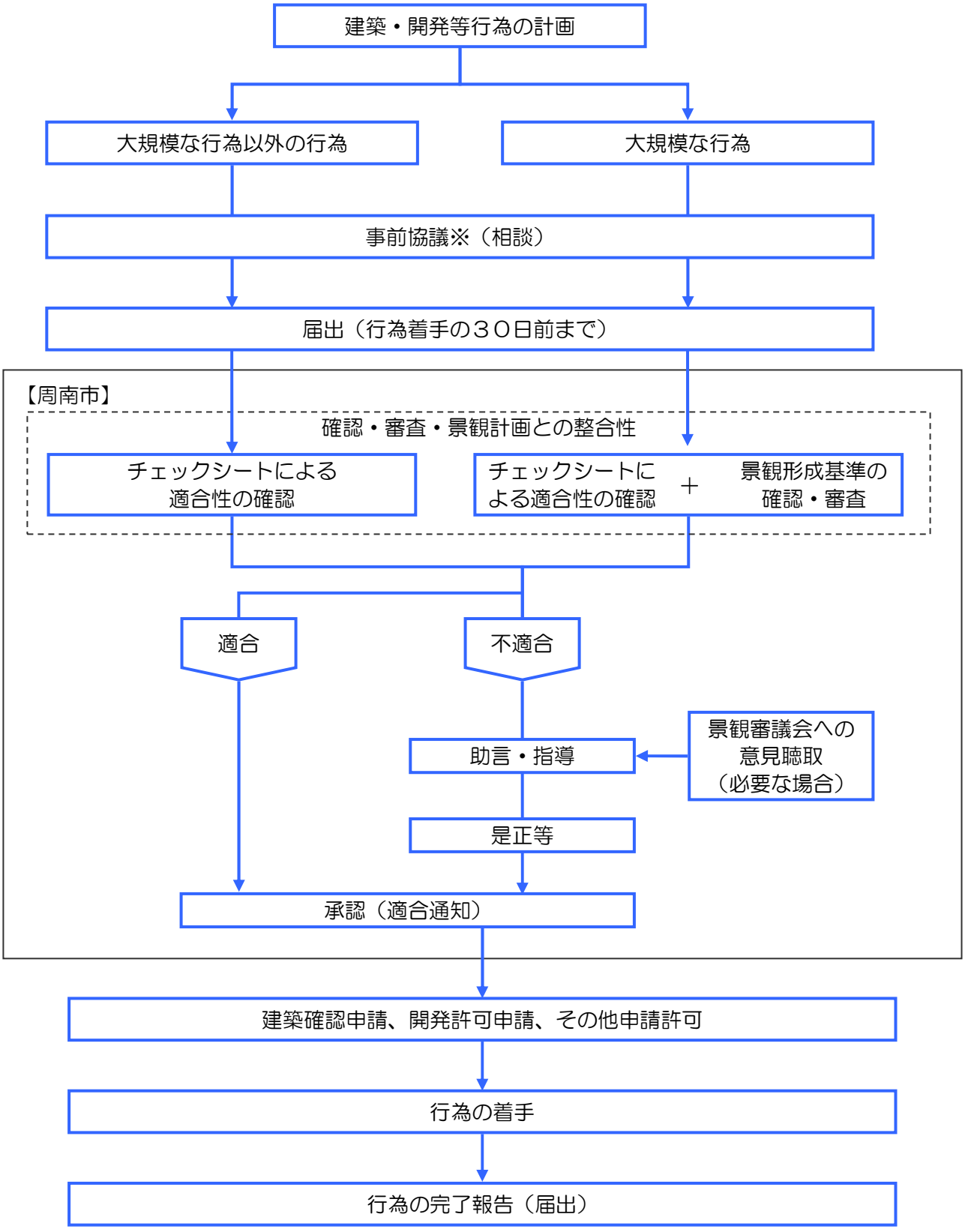

※事前協議は「大規模な行為の建築物の建築等」は全て、その他の行為については必要と認められる場合に必要です。

第3章　景観形成基準の解説

行為の内容によって、景観形成基準が異なっています。予定している行為に当てはまる景観形成基準をご確認ください。

【区域の区分について（概念図）】

【景観形成基準の一覧】

景観形成重点地区以外 P7 / 景観形成重点地区（都心軸地区） P14 / 景観形成重点地区（鹿野地区） P24

建物を建てるとき

大規模な行為
●延べ床面積５００㎡以上または高さ３階以上の建築物等
景観形成基準で定める項目：基本 / 外観 / 高さ / 色彩 / 外構 / 緑化

大規模な行為以外の行為
●全ての建築物（建築確認申請が必要な規模）
景観形成基準で定める項目：基本 / 外観 / 色彩 / 外構 / 緑化

景観形成重点地区以外 P11 / 景観形成重点地区（都心軸地区） P21 / 景観形成重点地区（鹿野地区） P30

工作物を設置するとき

大規模な行為
●高さ１５ｍ超の鉄柱、高さ４ｍ超の屋外広告物、高さ２ｍ超の擁壁などの工作物（建築確認申請が必要な規模）
景観形成基準で定める項目：基本 / 外観 / 高さ / 色彩 / 外構

景観計画区域 P33

土地を開発するとき

大規模な行為
●建築物の建設等に伴う1,000㎡以上の宅地造成等の開発行為
景観形成基準で定める項目：地形 / のり面・擁壁

木竹の伐採を行うとき

大規模な行為
●3,000㎡以上
景観形成基準で定める項目：伐採

土砂や鉱物を採取するとき

大規模な行為
●3,000㎡以上
景観形成基準で定める項目：方法 / のり面・擁壁

屋外に土石や廃棄物、再生資源などを堆積するとき

大規模な行為
●1,000㎡以上
景観形成基準で定める項目：位置・かたち・色べい

土地の開墾や形質を変更するとき

大規模な行為
●3,000㎡以上
景観形成基準で定める項目：地形 / のり面・擁壁

1 景観形成重点地区以外（建築物の建築等・工作物の建設等）

行 為	建築物の建築等	項 目	外観
基 準	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**全体的にまとまりのある形態及び外観**」とは、周辺のまち並みから逸脱してしまう恐れのない、まち並みになじむ（違和感のない）建物の形態・外観のことをいいます。

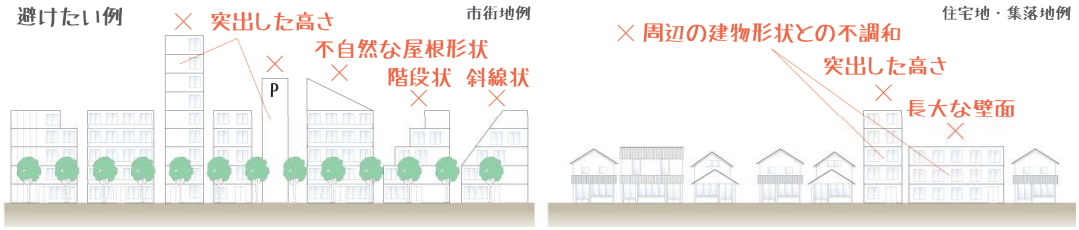

②景観配慮事例

↓大規模な行為のみ対象

行 為	建築物の建築等	項 目	高さ
基 準	山並みの稜線に配慮した高さとする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**山並みの稜線に配慮した高さ**」とは、主要な公園や観光地等からの山並み（稜線）を背景とした遠景としての見え方に配慮した、建物の高さのことをいいます。

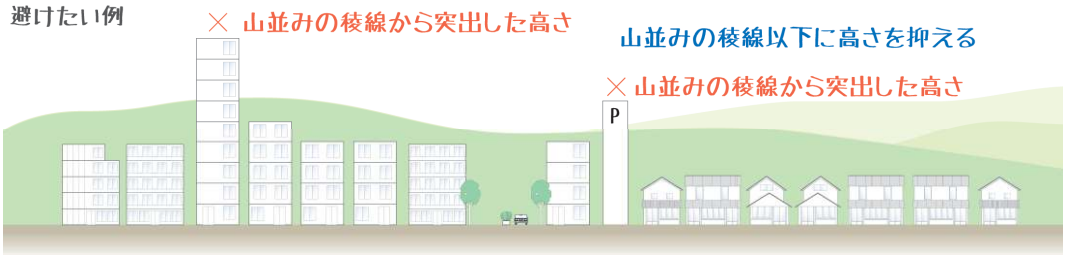

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	色彩
基　準	**落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。** **周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。** **工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。**		

①基準の解説と配慮事項

○「**落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩**」とは、周辺の景観から過剰に目立つ色（ビビッドカラー（彩度の高い色）等）の広面積の使用を避け、周辺の景観とトーンをそろえたり、類似色でまとめるなど、調和に配慮した色彩をいいます。また、色相・明度・彩度のいずれかを周辺とそろえることで、調和を図る方法もあります（類似調和）。なお、彩度の高い鮮やかな色は、アクセントとして部分的に使用することができます。

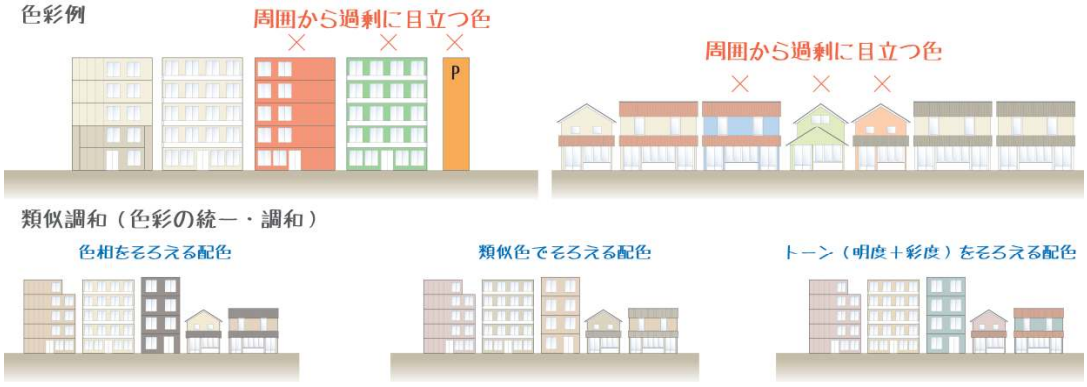

○「**高明度、高彩度**」とは、明るく、鮮明な色彩をいいます。明度は色の明るさ、彩度は色の鮮やかさを表し、これらが高い色を使用すると、周辺から目立つ色となり、景観の阻害となる恐れがあります。一体感のあるまち並み形成には、使用する色の明度と彩度のバランスや周辺の景観との調和を図ることが重要となります。

明度・彩度とは？

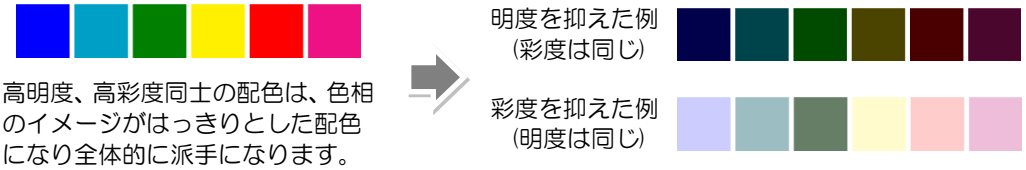

高明度、高彩度同士の配色は、色相のイメージがはっきりとした配色になり全体的に派手になります。

明度を抑えた例（彩度は同じ）

彩度を抑えた例（明度は同じ）

○「**工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩**」とは、工場等において使用する色に、圧迫感を感じさせる暗く鮮やか（低明度・高彩度）な色を避けた、高明度・低彩度の色彩をいいます。

色の圧迫感とは？

工場等における、低明度、高彩度同士の配色は、工場の持つイメージとあいまって、圧迫感や威圧感、重さ等を感じさせてしまいます。

できる限り、明るく彩度の低い色を使用することで、圧迫感や威圧感を軽減させることができます。

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	外構
基　準	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。		

①基準の解説と配慮事項

○「**建築物や周辺のまち並みに配慮する**」とは、付帯施設の設置場所や外観、デザイン等、見え方を工夫することで、建物や周辺のまち並みへの影響を抑えることをいいます。

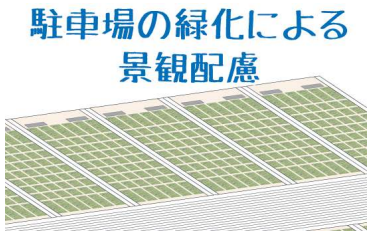

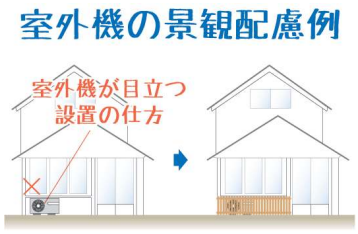

○「**公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め**」とは、道路や公園等の公共の場所と敷地の境界部分に、可能な範囲で、植栽や花壇等により緑化することをいいます。

○「**自然素材を使用するように努める**」とは、塀等を設置する際に、無機質で殺風景となる素材を避け、できる限り、木材や石材等の自然素材を用いるようにします。

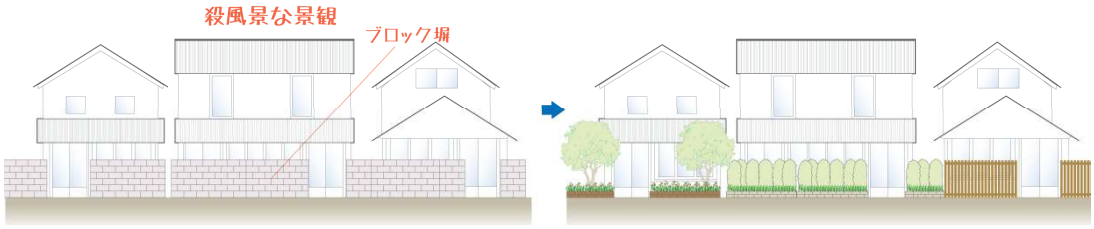

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	緑化
基　準	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。		

①基準の解説と配慮事項

○「**できる限り多くの部分を緑化する**」とは、敷地内において、可能な範囲で、低木や花き等による緑化を行うことをいいます。特に、道路等から見える部分に緑化を行うことで、まち並み景観の質が向上します。

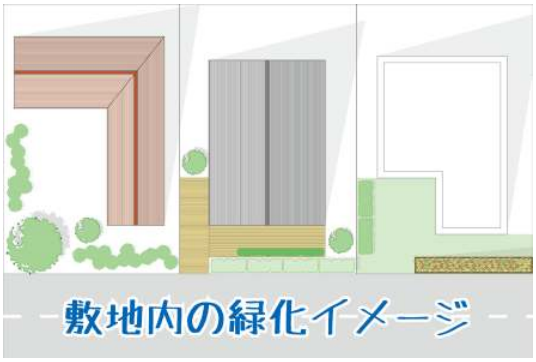

○「**緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める**」とは、工場施設の威圧感を軽減するため、可能な範囲で、敷地境界に緩衝帯として植栽を配置し、地域の景観に配慮することをいいます。

○「**周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する**」とは、周辺に現存する緑を生かし、樹高や樹種等を周辺景観に合わせたり、突出した高い樹木等による、山並みへの眺望を妨げたりすることがないよう、配慮することをいいます。

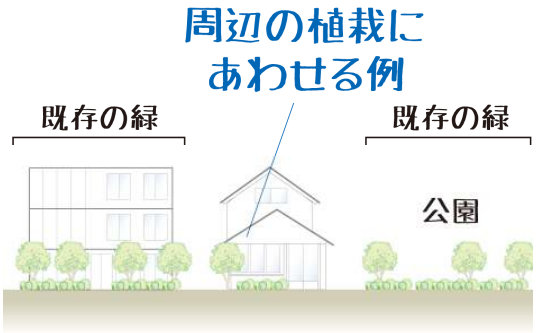

②景観配慮事例

敷地内緑化の例

工場の緩衝緑地の例

行　為	工作物の建設等	項　目	外観
基　準	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**全体的にまとまりのある形態及び外観**」とは、周辺のまち並みから逸脱してしまう恐れのない、まち並みになじむ（違和感のない）工作物の形態・外観のことをいいます。

②景観配慮事例

行　為	工作物の建設等	項　目	高さ
基　準	山並みの稜線に配慮した高さとする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**山並みの稜線に配慮した高さ**」とは、主要な公園や観光地等からの山並み（稜線）を背景とした遠景としての見え方に配慮した、工作物の高さのことをいいます。

行　為	工作物の建設等	項　目	色彩
基　準	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。		

①基準の解説と配慮事項

○「**周辺の景観との調和に配慮した色彩**」とは、周辺の景観から過剰に目立つ色（ビビッドカラー（彩度の高い色）等）の使用を避け、周辺の景観とトーンをそろえたり、類似色でまとめるなど、調和に配慮した色彩をいいます。

色彩の例

○「**高明度、高彩度**」とは、明るく、鮮明な色をいいます。明度は色の明るさ、彩度は色の鮮やかさを表し、これらが高い色を使用すると、周辺から目立つ色となり、景観の阻害となる恐れがあります。使用する色の明度と彩度のバランスや周辺の景観との調和を図ることが重要となります。

明度・彩度とは？

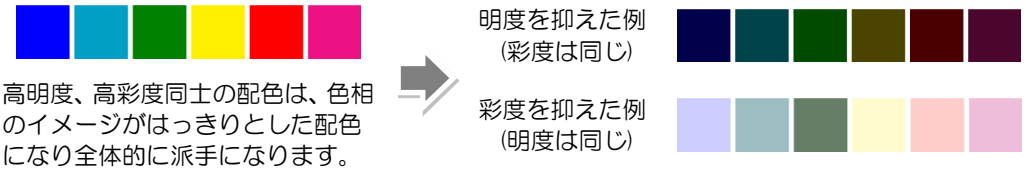

②景観配慮事例

行　為	工作物の建設等	項　目	外構
基　準	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。		

①基準の解説と配慮事項

○「**公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め**」とは、道路や公園等の公共の場所と敷地の境界部分に可能な範囲で、植栽や花壇等により緑化することをいいます。

○「**自然素材を使用するように努める**」とは、塀等を設置する際に、無機質で殺風景となる素材を避け、できる限り、木材や石材等の自然素材を用いるようにします。

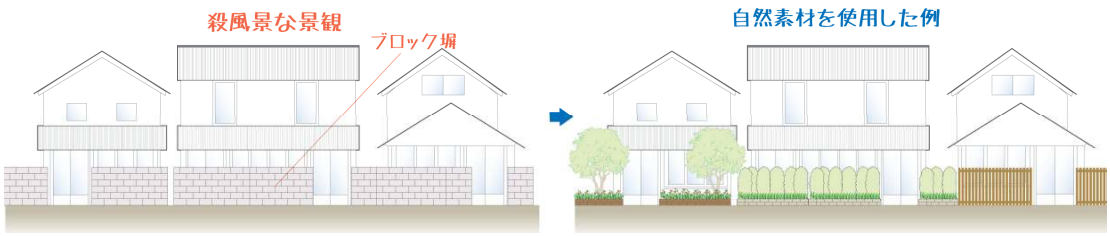

②景観配慮事例

2 景観形成重点地区『都心軸地区』（建築物の建築等・工作物の建設等）

■景観形成重点地区（都心軸地区）の範囲と景観形成方針・景観まちづくりの方向性

景観形成重点地区 「都心軸地区」

徳山港・徳山駅から徳山動物園までの都心軸地区は、瀬戸内海と市街地周辺の山並みを結ぶ周南市のシンボルです。イチョウ並木や桜並木は、緑の多い周南市を印象づけています。

市民活動の場として、景観形成の重点的な取組により、都心軸の活気や賑わいを創出していきます。

御幸通り

岐山通りの街路樹

商店街

ぴーえっちどおりパブリックアート

■都心軸地区の景観形成方針

緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり

■景観まちづくりの方向性

- ○ 周辺に拡がる山や海などの自然景観と眺望景観に配慮
- ○ "心地よい"景観を生み出すため周辺との調和と境界部への配慮
- ○ 中心市街地として、歩行者の集う賑わい景観の創出
- ○ 緑あふれる景観の創出と保全

行　為	建築物の建築等	項　目	外観
基　準	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りセットバックによる公共空間の確保に努め、賑わいなどを演出する。		

①基準の解説と配慮事項

○「**全体的にまとまりのある形態及び外観**」とは、周辺のまち並みから逸脱してしまう恐れのない、まち並みになじむ（違和感のない）建物の形態・外観のことをいいます。

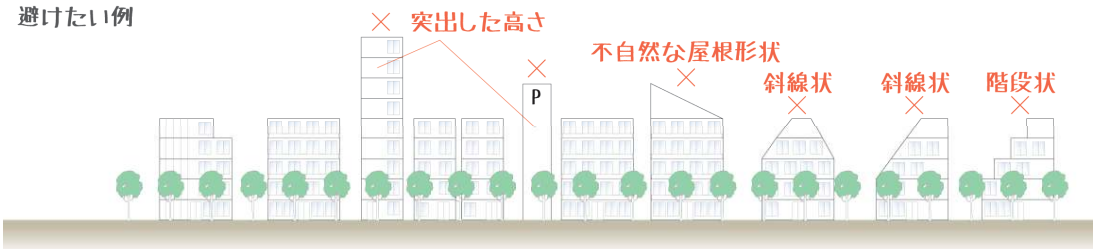

○「**できる限りセットバックによる公共空間の確保に努め**」とは、商業地において、低層階をセットバック（壁面後退）し、歩行空間や緑化空間といった公共空間の確保を可能な範囲で努力することをいいます。また、できる限り壁面の位置をそろえることにより、質の高いまち並み景観づくりに努めます。

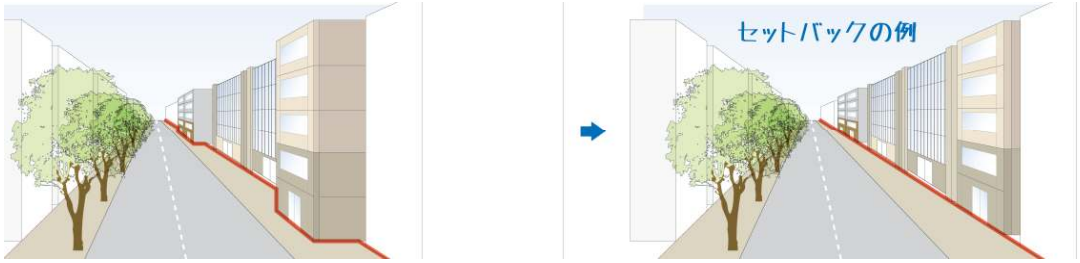

②景観配慮イメージ

セットバックにより壁面の位置をそろえることで、まち並み景観の質を向上させるとともに、ゆとりある歩行者空間の確保につながります。

↓大規模な行為のみ対象

行　為	建築物の建築等	項　目	高さ
基　準	御幸通や岐山通沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さ**」とは、御幸通や岐山通沿道の道路等の公共の場所（歩道など）から、反対側の建物を見たときに、街路樹等から建物が大幅に突出しない高さのことをいいます。ただし、やむを得ず突出する場合には、建物の色彩に配慮したり、高層部分をセットバックしたり、屋根形状を勾配屋根にするなど、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する措置が必要になります。

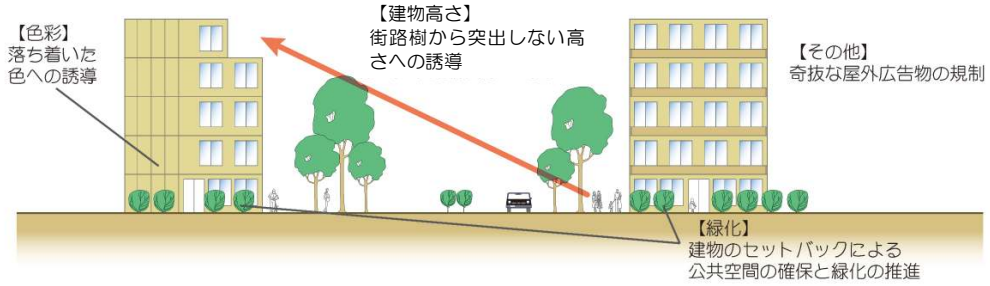

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	色彩
基　準	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。 御幸通や岐山通沿道の街路景観の整っている地域では、中明度３～７かつ低彩度、または無彩色とするように努める。アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫する。		

①基準の解説と配慮事項

○「**落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩**」とは、周辺の景観から過剰に目立つ色（ビビッドカラー（彩度の高い色）等）の広面積の使用を避け、周辺の景観とトーンをそろえたり、類似色でまとめるなど、調和に配慮した色彩をいいます。また、色相・明度・彩度のいずれかを周辺とそろえることで、調和を図る方法もあります。

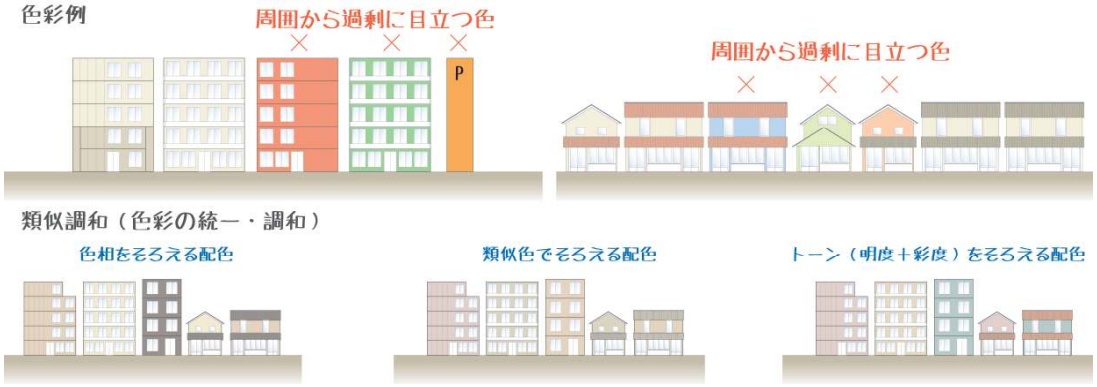

○「**工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩**」とは、工場等において使用する色に、圧迫感を感じさせる暗く鮮やか（低明度・高彩度）な色を避けた、高明度・低彩度の色彩をいいます。

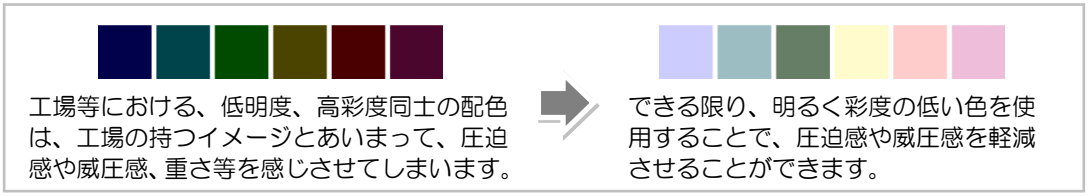

○「**中明度3～7**」とは、マンセル明度で３～７の中明度の色のことをいいます。

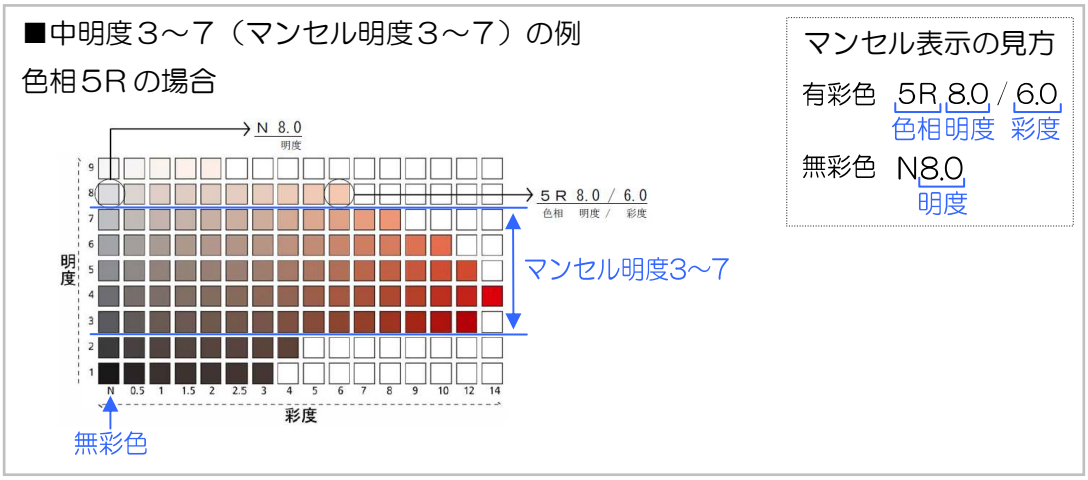

○「**アクセント色の使用等**」とは、建築物の一部に鮮やかな色彩を使用することをいいます。効果的なアクセント色の使用は、景観に彩りや変化を与えることができます。基本的に、窓枠、目地、柱等の小面積の部分に使用します。

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	外構
基　準	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。		

①基準の解説と配慮事項

○「**建築物や周辺のまち並みに配慮する**」とは、付帯施設の設置場所や外観、デザイン等、見え方を工夫することで、建物や周辺のまち並みへの影響を抑えることをいいます。

○「**公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め**」とは、道路や公園等の公共の場所と敷地の境界部分に、可能な範囲で、植栽や花壇等により緑化することをいいます。

○「**自然素材を使用するように努める**」とは、塀等を設置する際に、無機質で殺風景となる素材を避け、できる限り、木材や石材等の自然素材を用いるようにします。

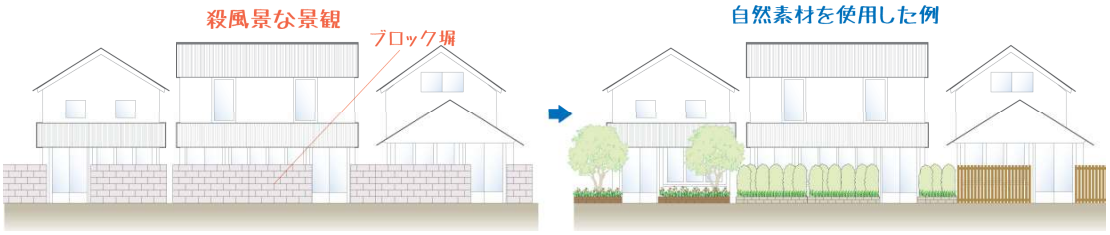

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	緑化
基　準	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。		

①基準の解説と配慮事項

○「**できる限り多くの部分を緑化する**」とは、敷地内において、可能な範囲で、低木や花き等による緑化を行うことをいいます。特に、道路等から見える部分に緑化を行うことで、まち並み景観の質が向上します。

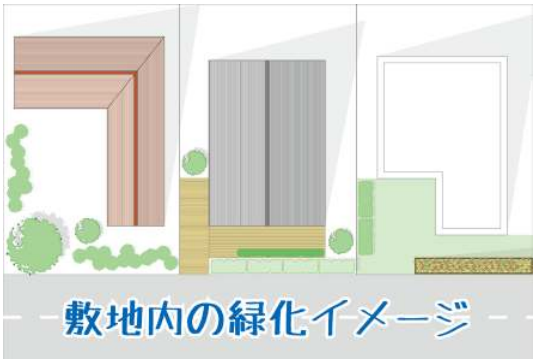

○「**緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める**」とは、工場施設の威圧感を軽減するため、可能な範囲で、敷地境界に緩衝帯として植栽を配置し、地域の景観に配慮することをいいます。

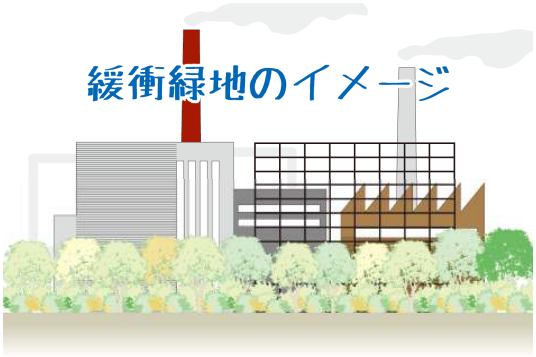

○「**周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する**」とは、周辺に現存する緑を生かし、樹高や樹種等を周辺景観に合わせたり、突出した高い樹木等による、山並みへの眺望を妨げたりすることがないよう、配慮することをいいます。

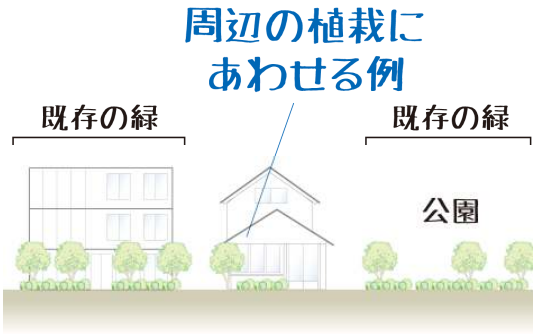

②景観配慮事例

敷地内緑化の例

工場の緩衝緑地の例

行　為	工作物の建設等	項　目	外観
基　準	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**全体的にまとまりのある形態及び外観**」とは、周辺のまち並みから逸脱してしまう恐れのない、まち並みになじむ（違和感のない）工作物の形態・外観のことをいいます。

②景観配慮事例

対　象	工作物の建設等	項　目	高さ
基　準	御幸通や岐山通沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さ**」とは、御幸通や岐山通沿道の道路等の公共の場所（歩道など）から、反対側のまち並みを見たときに、街路樹等から工作物が大幅に突出しない高さのことをいいます。ただし、やむを得ない場合は、色彩や形状に配慮し、景観への影響を抑えるよう努めます。

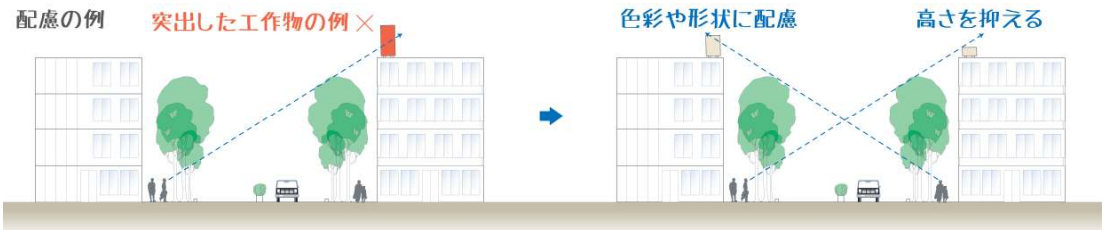

行　為	工作物の建設等	項　目	色彩
基　準	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**周辺の景観との調和に配慮した色彩**」とは、周辺の景観から過剰に目立つ色（ビビッドカラー（彩度の高い色）等）の使用を避け、周辺の景観とトーンをそろえたり、類似色でまとめるなど、調和に配慮した色彩をいいます。

色彩の例

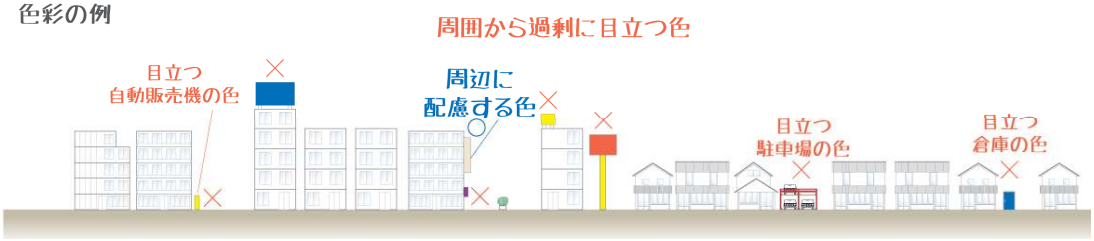

②景観配慮事例

行　為	工作物の建設等	項　目	外構
基　準	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。		

①基準の解説と配慮事項

○「**公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め**」とは、道路や公園等の公共の場所と敷地の境界部分に、可能な範囲で、植栽や花壇等により緑化することをいいます。

○「**自然素材を使用するように努める**」とは、塀等を設置する際に、無機質で殺風景となる素材を避け、できる限り、木材や石材等の自然素材を用いるようにします。

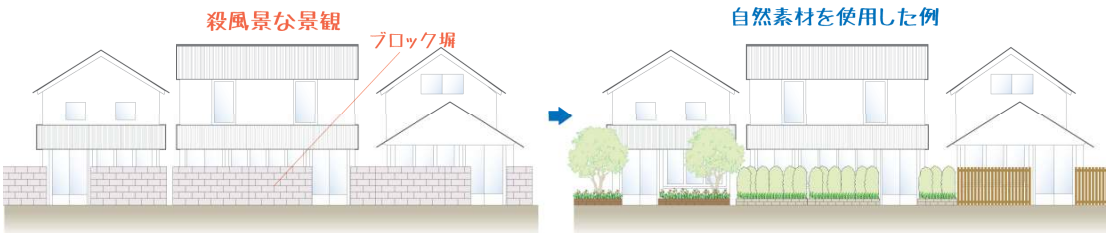

②景観配慮事例

3 景観形成重点地区『鹿野地区』（建築物の建築等・工作物の建設等）

■景観形成重点地区（鹿野地区）の範囲と景観形成方針・景観まちづくりの方向性

景観形成重点地区「鹿野地区」

山代街道の宿場町として賑わった地区であり、岩﨑家など地区に残っている歴史的な景観資源や天神山から観るまち・集落景観、平成の名水百選に選ばれた「潮音洞、清流通り」、二所山田神社の巨木群がこの地区を特徴づけています。

これら鹿野地区の住民の営みによって創り守られてきた景観を、鹿野地区の住民及び鹿野の景観を享受するものが、協働で守り育て、賑わいを創出していきます。

鹿野集落（田園と山）

鹿野天神山公園

山代街道

清流通り

■鹿野地区の景観形成方針

歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり

■景観まちづくりの方向性

- ○ 清流通りや山代街道周辺に拡がる自然景観の保全
- ○ 山代街道などのまち並み景観の創出と保全
- ○ 天神山公園からの眺望景観への配慮
- ○ 地域の主体的な景観活動の発展・充実

行　為	建築物の建築等	項　目	外観
基　準	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**全体的にまとまりのある形態及び外観**」とは、周辺のまち並みから逸脱してしまう恐れのない、まち並みになじむ（違和感のない）建物の形態・外観のことをいいます。

②景観配慮事例

↓大規模な行為のみ対象

行　為	建築物の建築等	項　目	高さ
基　準	高さと屋根の形状は、山並みの稜線に配慮したものとする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**山並みの稜線に配慮**」とは、鹿野地区の山並み（稜線）を背景とした遠景としての見え方、調和に配慮し、山並みの稜線を妨げない建物の高さや屋根の勾配、形状等を工夫することをいいます。

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	色彩
基　準	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 瓦は黄赤、その他の部分は、中明度３～７かつ低彩度、または無彩色とするように努める。		

①基準の解説と配慮事項

○「**落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩**」とは、周辺の景観から過剰に目立つ色（ビビッドカラー（彩度の高い色）等）の広面積の使用を避け、周辺の景観とトーンをそろえたり、類似色でまとめるなど、調和に配慮した色彩をいいます。また、色相・明度・彩度のいずれかを周辺とそろえることで、調和を図る方法もあります。なお、彩度の高い鮮やかな色は、アクセントとして部分的に使用することができます。

○「**瓦は黄赤**」とは、鹿野地区において、特徴的な景観をつくり出している赤系または黄赤系の屋根（瓦）の色のことをいいます。これから、あらたにつくられる建築物においても、屋根（瓦）の色を合わせることで、一体感のある特徴的な景観を維持していくことができます。

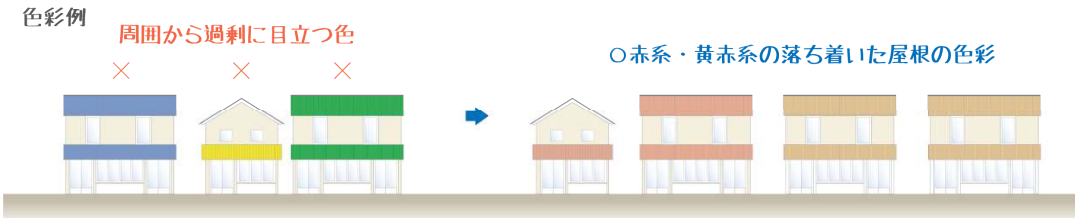

望ましい色彩の例

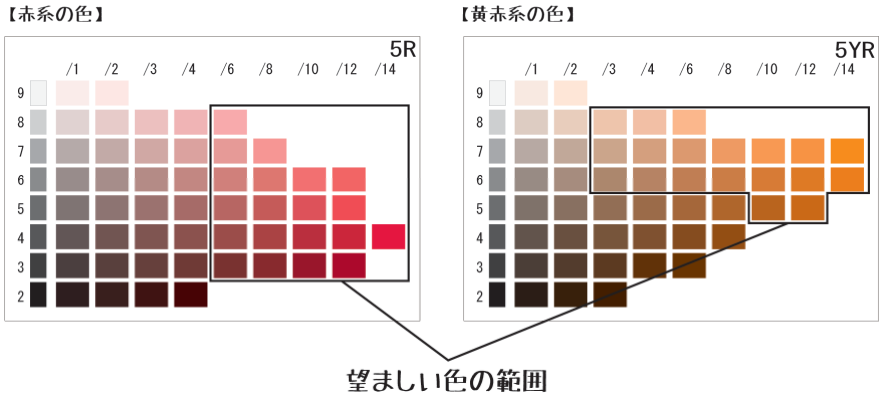

マンセル表示の見方

有彩色　5R 8.0 / 6.0
　　色相 明度　彩度

○「**中明度3～7**」とは、マンセル明度で３～７の中明度の色のことをいいます。

■中明度３～７（マンセル明度３～７）の例
色相５Ｒの場合

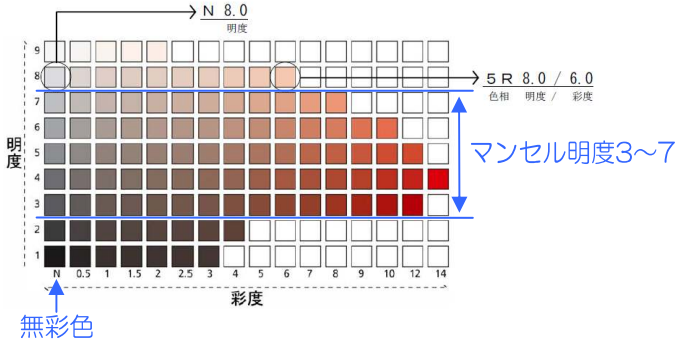

マンセル表示の見方

有彩色　5R 8.0 / 6.0
色相 明度 彩度

無彩色　N8.0
明度

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	外構
基　準	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。		

①基準の解説と配慮事項

○「**建築物や周辺のまち並みに配慮する**」とは、付帯施設の設置場所や外観、デザイン等、見え方を工夫することで、建物や周辺のまち並みへの影響を抑えることをいいます。

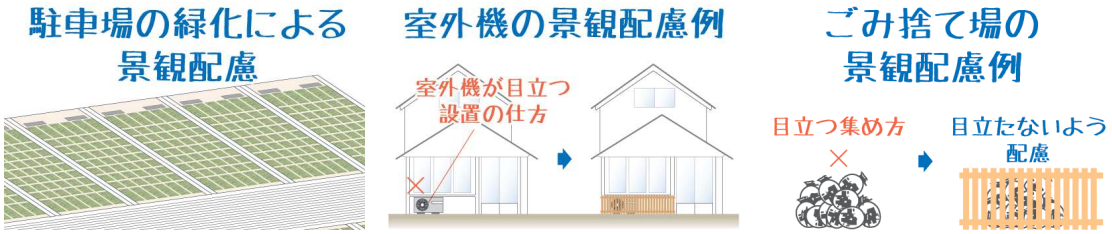

○「**公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め**」とは、道路や公園等の公共の場所と敷地の境界部分に可能な範囲で、植栽や花壇等により緑化することをいいます。

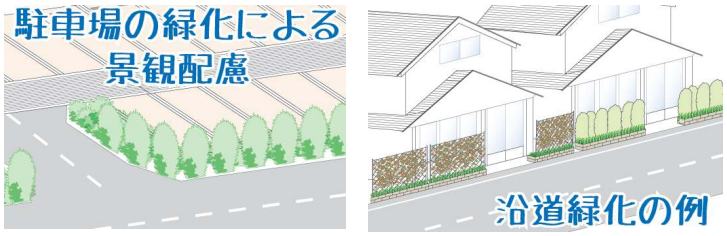

○「**自然素材を使用するように努める**」とは、塀等を設置する際に、無機質で殺風景となる素材を避け、できる限り、木材や石材等の自然素材を用いるようにします。

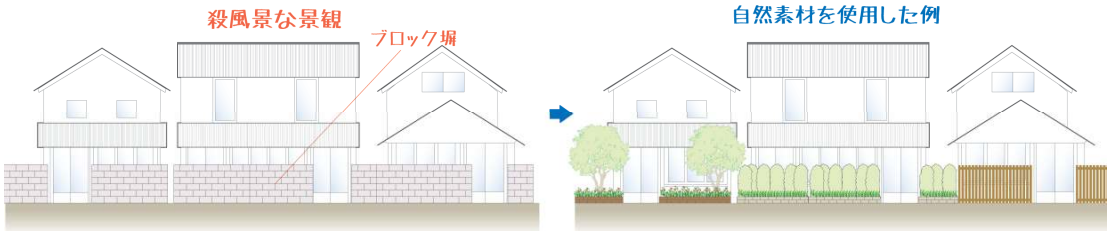

②景観配慮事例

行　為	建築物の建築等	項　目	緑化
基　準	敷地内においては、できる限り多くの部分を緑化する。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。		

①基準の解説と配慮事項

○「**できる限り多くの部分を緑化する**」とは、敷地内において、可能な範囲で、低木や花き等による緑化を行うことをいいます。特に、道路等から見える部分に緑化を行うことで、まち並み景観の質が向上します。

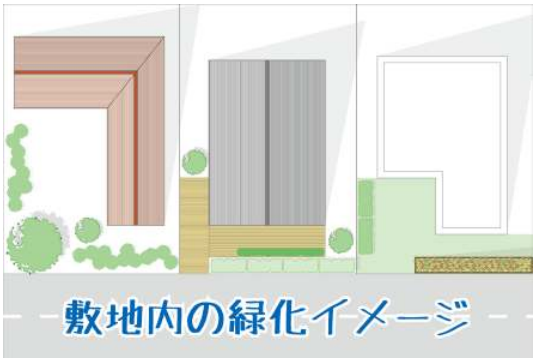

○「**周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する**」とは、周辺に現存する緑を生かし、樹高や樹種等を周辺景観に合わせたり、突出した高い樹木等による、山並みへの眺望を妨げたりすることがないよう、配慮することをいいます。

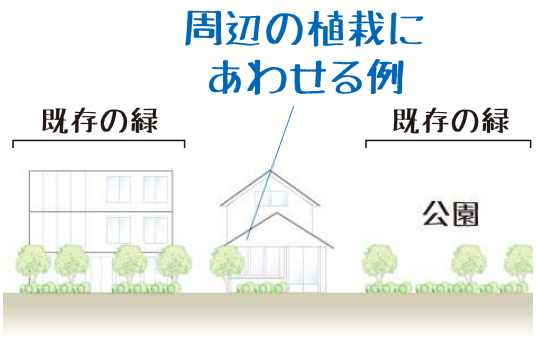

②景観配慮事例

敷地内緑化の例

行　為	工作物の建設等	項　目	外観
基　準	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**全体的にまとまりのある形態及び外観**」とは、周辺のまち並みから逸脱してしまう恐れのない、まち並みになじむ（違和感のない）工作物の形態・外観のことをいいます。

行　為	工作物の建設等	項　目	高さ
基　準	山並みの稜線に配慮した高さとする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**山並みの稜線に配慮**」とは、主要な公園や観光地等からの山並み（稜線）を背景とした遠景としての見え方に配慮した、工作物の高さのことをいいます。

行　為	工作物の建設等	項　目	色彩
基　準	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**周辺の景観との調和に配慮した色彩**」とは、周辺の景観から過剰に目立つ色（ビビッドカラー（彩度の高い色）等）の使用を避け、周辺の景観とトーンをそろえたり、類似色でまとめるなど、調和に配慮した色彩をいいます。

②景観配慮事例

行　為	工作物の建設等	項　目	外構
基　準	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。		

①基準の解説と配慮事項

○「**公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め**」とは、道路や公園等の公共の場所と敷地の境界部分に、可能な範囲で、植栽や花壇等により緑化することをいいます。

○「**自然素材を使用するように努める**」とは、塀等を設置する際に、無機質で殺風景となる素材を避け、できる限り、木材や石材等の自然素材を用いるようにします。

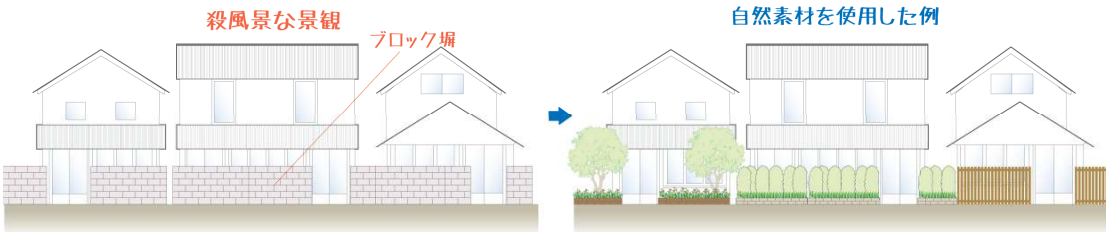

②景観配慮事例

4 景観計画区域（開発行為・土地の形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積）

↓1,000㎡以上の開発行為が対象

行　為	開発行為	項　目	地形
基　準	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なのり面または擁壁が生じないようにする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**長大なのり面または擁壁が生じないようにする**」とは、長大なのり面や擁壁により、自然がつくる連続性の分断、歩行者空間における圧迫感、威圧感など、周囲との不調和を生じさせないように、小刻みな区切りをつけるなど表情に変化をつけ、圧迫感を軽減したり、緑化ブロック、植樹帯の設置などにより積極的に緑化を図るなど、単調で長大にならないようにすることをいいます。

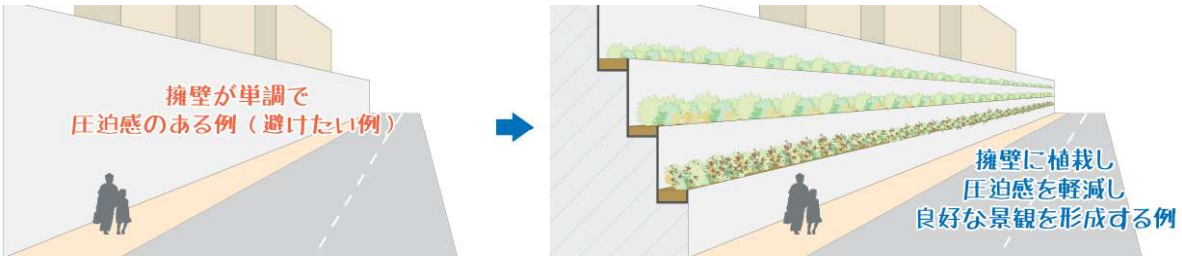

②景観配慮事例

↓1,000㎡以上の開発行為が対象

行　為	開発行為	項　目	のり面・擁壁
基　準	**のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。** **擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。**		

①基準の解説と配慮事項

○「**緩やかな勾配**」とは、圧迫感を与えにくいよう、敷地条件や構造等に支障がない範囲で、可能な限り緩やかにした勾配をいいます。また、周辺の植生と同様の植栽とセットで計画を行うことで、圧迫感のない自然の連続性を保った良好な景観をつくることができます。

○「**擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする**」とは、擁壁により、自然がつくる連続性の分断、歩行者空間における圧迫感、威圧感など、周囲との不調和を生じさせないように、長大な擁壁では、小刻みな区切りをつけるなど表情に変化をつけ、緑化ブロック、植樹帯の設置などにより積極的に緑化を図るなど、周辺景観と調和した形態や素材を使用することをいいます。

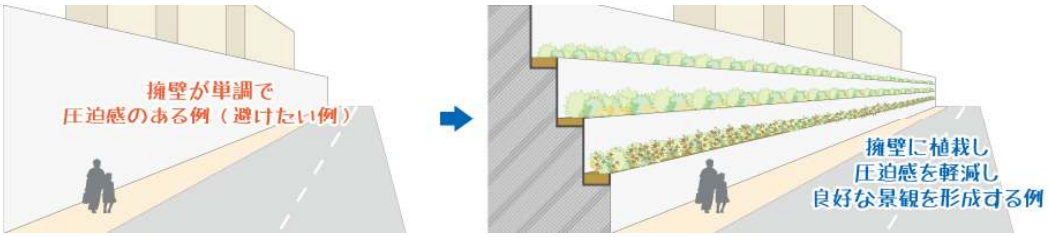

②景観配慮事例

↓3,000㎡以上の行為が対象

行　為	土地の開墾、その他土地の形質の変更	項　目	地形
基　準	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なのり面または擁壁が生じないようにする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**長大なのり面または擁壁が生じないようにする**」とは、長大なのり面や擁壁により、自然がつくる連続性の分断、歩行者空間における圧迫感、威圧感など、周囲との不調和を生じさせないように、小刻みな区切りをつけるなど表情に変化をつけ、圧迫感を軽減したり、緑化ブロック、植樹帯の設置などにより積極的に緑化を図るなど、単調で長大にならないようにすることをいいます。

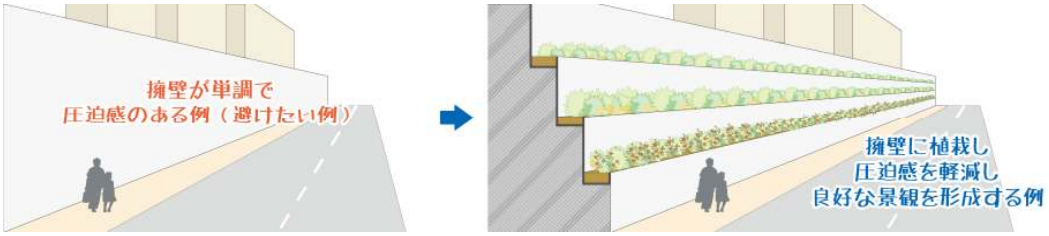

②景観配慮事例

↓3,000㎡以上の行為が対象

行　為	土地の開墾、その他土地の形質の変更	項　目	のり面・擁壁
基　準	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**緩やかな勾配**」とは、圧迫感を与えにくいよう、敷地条件や構造等に支障がない範囲で、可能な限り緩やかにした勾配をいいます。また、周辺の植生と同様の植栽とセットで計画を行うことで、圧迫感のない自然の連続性を保った良好な景観をつくることができます。

②景観配慮事例

↓3,000 ㎡以上の行為が対象

行　為	土石の採取、鉱物の掘採	項　目	方法
基　準	土石の採取または鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取または掘採の位置、方法を工夫する。		

①基準の解説と配慮事項

○「**採取または掘採の位置、方法を工夫する**」とは、大規模な土石の採取または鉱物の掘採により、景観に多大な影響を与えないよう、幹線道路や主要な公園、観光地等の公共の場所から、できる限り目立ちにくい場所にて採取や掘採を行うよう工夫することをいいます。

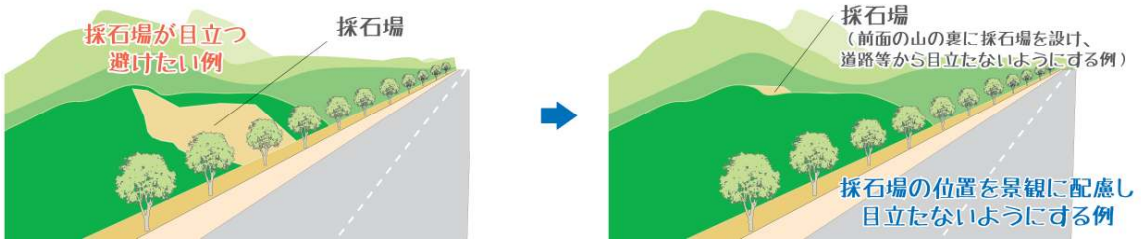

↓3,000 ㎡以上の行為が対象

行　為	土石の採取、鉱物の掘採	項　目	のり面・擁壁
基　準	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**緩やかな勾配**」とは、圧迫感を与えにくいよう、敷地条件や構造等に支障がない範囲で、可能な限り緩やかにした勾配をいいます。また、周辺の植生と同様の植栽とセットで計画を行うことで、圧迫感のない自然の連続性を保った良好な景観をつくることができます。

②景観配慮事例

↓3,000㎡以上の行為が対象

行　為	木竹の伐採	項　目	伐採
基　準	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。		

①基準の解説と配慮事項

○「**地域の景観を著しく損ねることがないように**」とは、木竹の大規模な伐採により、景観に多大な影響を与えないよう、できる限り伐採の面積を最小限に押さえ、景観や自然環境に配慮することをいいます。

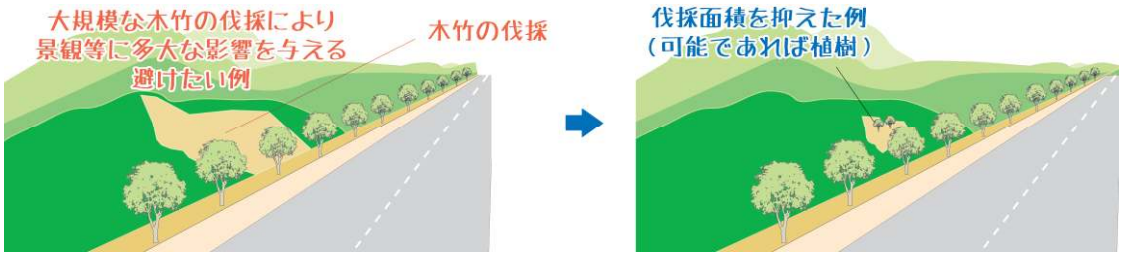

↓1,000㎡以上の行為が対象

行　為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	項　目	位置および遮蔽
基　準	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路や公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮蔽する。		

①基準の解説と配慮事項

○「**目立ちにくい位置及び規模**」とは、堆積物により周辺の景観を阻害しないよう、できる限り規模を小さくし、幹線道路や主要な公園、観光地等の公共の場所から目立たないように配慮することをいいます。

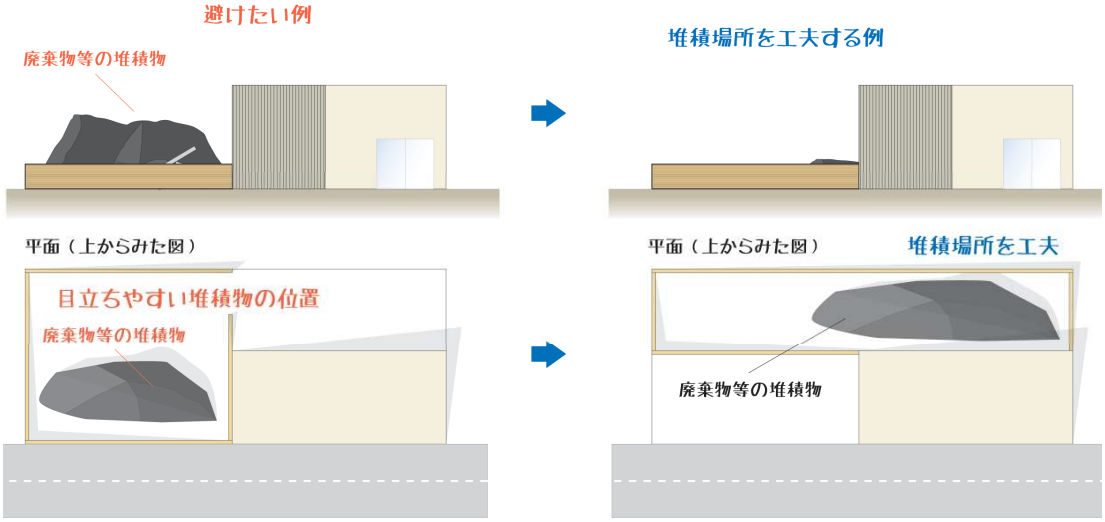

○「**周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮蔽する**」とは、堆積物により周辺の景観を阻害しないよう、そのまわりを植栽や自然素材を用いた塀等で囲み、幹線道路や主要な公園、観光地等の公共の場所から見えないように配慮することをいいます。

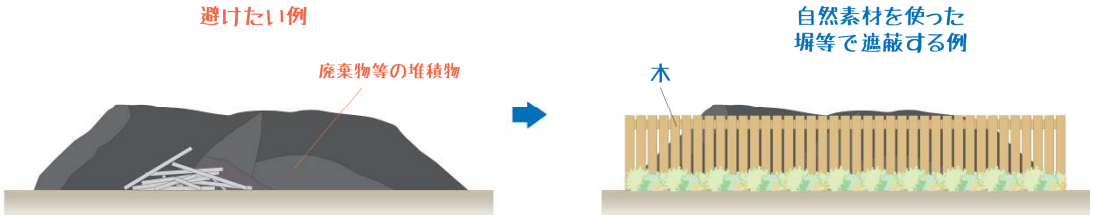

②景観配慮事例

第4章　届出に必要な書類等

1　大規模な行為

（1）建築物の建築等及び工作物の建設等

大規模な行為（建築物の建築等・工作物の建設等）については、以下に示す書類を提出してください。**届出書は２部**の提出が必要です。

行為の種類	書類の名称	内容
建築物の建築等又は工作物の建設等	チェックシート	景観形成基準の適合について届出者が自己審査したもの（様式あり）
	位置図（縮尺 1/2,500 以上）	方位、行為地、道路、鉄道等を記載したもの
	配置図（縮尺 1/100 以上）	方位、敷地境界線、建築物等（附帯施設を含む。）の位置を記載したもの
	平面図（縮尺 1/100 以上）	各階平面図
	各面の立面図（縮尺 1/50 以上）	各立面の仕上げ及び色彩（マンセル値表示）を記載したもの（マンセル値表示できない場合は素材のサンプルを持参すること。）
	緑化計画図	植栽の位置、種類、高さ及び本数を記載したもの
	完成予想図	建築物等及び周辺状況（道路、駐車場、植栽及び外構を含む。）が分かるもの（彩色されたイメージパース）
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に表示）
	その他	審査に当たって必要となる書類

（2）その他（開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積）

大規模な行為（その他）については、以下に示す書類を提出してください。**届出書は２部**の提出が必要です。

行為の種類	書類の名称	内容
●開発行為 ●土地の形質の変更 ●土石の採取、鉱物の掘採 ●木竹の伐採 ●物件の堆積	チェックシート	景観形成基準の適合について届出者が自己審査したもの（様式あり）
	位置図（縮尺 1/2,500 以上）	方位、行為地、道路、鉄道等を記載したもの
	土地利用計画図	行為後の土地の形質状況を表示したもの
	造成計画図（縮尺 1/100 以上）	方位、敷地境界線、建築物等（附帯施設を含む。）の位置を記載したもの（平面図及び断面図）
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に表示）
	その他	審査に当たって必要となる書類

2 大規模な行為以外の行為

大規模な行為以外の行為（建築物の建築等）については、以下に示す書類を提出してください。**届出書は２部**の提出が必要です。

行為の種類	書類の名称	内容
建築物の建築等	チェックシート	景観形成基準の適合について届出者が自己審査したもの（様式あり）
	位置図（縮尺 1/2,500 以上）	方位、行為地、道路、鉄道等を記載したもの
	配置図（縮尺 1/100 以上）	方位、敷地境界線、建築物等（附帯施設を含む。）の位置を記載したもの
	各面の立面図（縮尺 1/50 以上）	各立面の仕上げ及び色彩を記載したもの
	その他	審査に当たって必要となる書類

■チェックシートについて
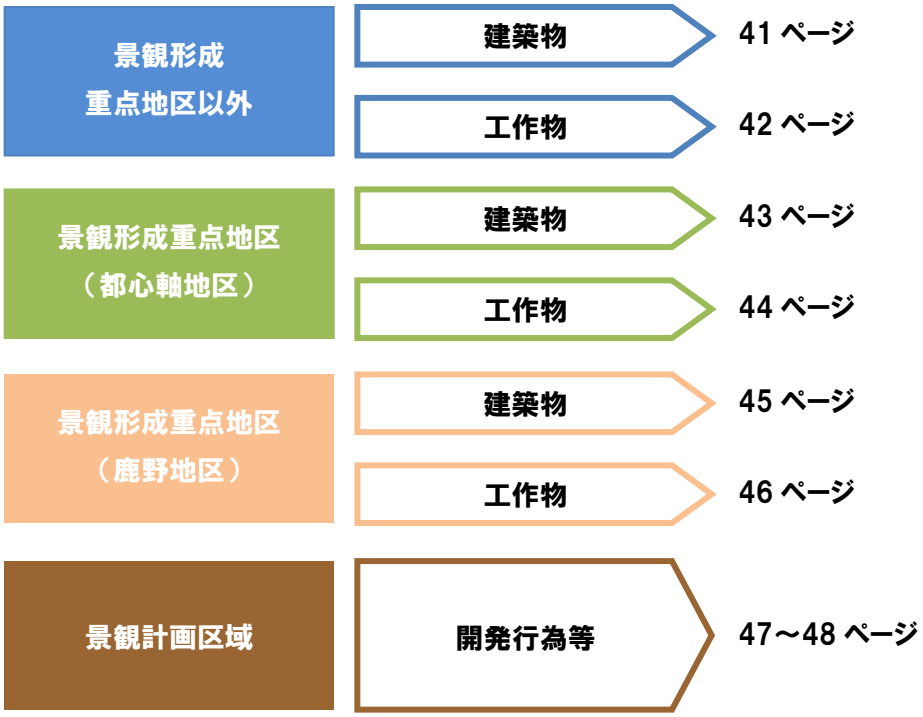
チェックシートは行為の種類や行為の場所で記入する様式が異なります。下記をご確認の上、ご記入ください。